

東北大学高等大学院国際卓越研究者育成支援プログラム (AGS RISE Program)による支援学生の要件等 (学位プログラム用)

【東北大学高等大学院国際卓越研究者育成支援プログラム】

東北大学高等大学院国際卓越研究者育成支援プログラム(AGS RISE Program: Advanced Graduate School Research Initiative for International Scholarly Excellence Program)は、東北大学高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトの後継支援であり、学際・国際・産学共創の学修・研究を志す優秀で意欲にあふれる博士後期課程学生に対し、生活費相当の経済支援及び研究力強化に資する多彩な研修プログラムの提供や研究費の配分、国際的な活躍の場の提供など博士後期課程学生への研究環境を向上させるとともに、博士後期課程修了者の活躍の場の拡大を見据えたキャリア形成支援の強化を加速することで、本学の博士後期課程の量的拡大を図り、博士後期課程の抜本的な改革の推進、大学全体の研究力強化を目的としています。

1. 支援期間

2025年4月～原則、標準修業年限内まで

2. 支援内容

(1) 研究奨励費（生活費相当額支援金） 月額20万円

※研究奨励費は税法上雑所得として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。

※現在海外にあり、入学後一度も来学していない学生の実際の研究奨励費や研究費の支給は、来学し、手続き後に開始する。

(2) 研究費 年額50万円（予定）

※競争的資金としてさらに研究費等を配分する場合がある。

3. 出願資格

本プログラムの趣旨を理解し、専門領域における研究活動に高い意欲と探究心を有するとともに、博士学位を取得し、未来社会における中核的な役割を担う自覚と意欲を有する者で、研究奨励費等受給開始時に博士課程後期3年の課程の1年次から3年次、または医学履修課程、歯学履修課程並びに薬学履修課程の1年次から4年次に在籍する者とする。

※2025年4月から休学予定の者は申請できない。

4. 重複受給の制限

次に掲げる経済的支援等を受けている者は、本プログラムによる支援を受給することができない。

- 一 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給している者
- 二 東北大学産学共創大学院プログラムの教育研究支援経費を受給している者
- 三 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として研究奨励金を受給している者
- 四 東北大学高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトの研究奨励費等

を受給している者

五 東北大学高等大学院次世代 AI 人材育成プロジェクトの研究奨励費等を受給している者

六 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づき給与を受給している者

七 独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度に基づき学習奨励費を受給している者

八 外国人留学生であって、母国の奨学金により支援を受けている者

九 企業、大学または民間団体等から、本プログラムと同等以上の給与収入、役員報酬もしくは安定的な返還義務のない奨学金等の支援を受けている者（本プログラムを除く全ての収入の合計が、本プログラム採用からの 1 年間で 180 万円以上（月額 15 万円相当以上）とする）

十 その他前各号に掲げる者に準ずると認められる者

※申請時に上記の重複受給の制限に該当する奨学金の受給、収入等がある場合でも、本プログラム採用後に辞退等ができる場合には、本プログラムに申請することは可能とする。

※本プログラムによる支援は、研究に専念できる環境の提供を目的としているため、就職（任期の有無に依らず）やアルバイト（TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）・AA（アドミニストレイティブアシスタント）等を含む）に採用され、その時点から 1 年間の収入見込金額が 180 万円を超える場合は、就職または採用時に本プログラムを辞退すること。また、年収等に依らず、研究活動に専念できない状況となった場合は、本プログラムを辞退すること。場合によっては、研究奨励費等を遡って返還してもらう必要があるため、留意すること。

※本学グローバル萩学生奨学金を受給している者も申請は可能とするが、本プログラムに採用となった場合には、グローバル萩奨学金の辞退が必要となる。

※別に受給している奨学金側で併給を認めていない場合には、その奨学金のルールに従う必要があるため、本プログラムでの支援が決定した際には、その奨学金を辞退する等、適切に手続きすること。

※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることは可能とする。ただし、大学院博士課程で 2023（令和 5）年度以降に第一種奨学金を貸与された場合、本支援制度受給者は奨学金返還免除の対象者となることはできない。

※海外留学のための渡航費等の支援を目的とした奨学金等は、上記九項及び金額に依らず受給可能とする。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認すること。

※本プログラムと日本学術振興会特別研究員を並行して申請することも可能だが、特別研究員に採用された場合は、本プログラムを辞退すること。

※本プログラムの支援対象者が研究活動に支障が無く、週 19 時間の範囲であれば、本学等より TA・RA 等の活動を行い、その対価を受給することは可能とする。ただし、給与や年金などを含め、上記七項の収入に算入し、収入金額等の合計金額が 180 万円以上となる場合は、本プログラムからの支援を辞退すること。参加学生は毎年の収入状況

について報告すること。

※本プログラムの採用者は、授業料免除の対象となる場合があるが、本プログラムを辞退した場合は、授業料免除の対象からも外れるため、留意すること。

※本プログラムに採用となった際には、「AGS RISE Program 研究奨励費等受給ハンドブック」及び「AGS RISE Program Q&A」を必ず確認すること。

5. 選抜方法

各プログラム長からの推薦をもとに、選考する。

6. 選考結果発表

採用予定者の発表は、2025年4月末日までに所属プログラムを通じて通知する。

なお、本プログラムの採用者は所属する学位プログラムに加え、高等大学院機構『挑戦的研究プログラムユニット』に所属するものとする。

7. 採用者の義務

- 1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、本プログラムの目的を十分に理解したうえで、受給者として相応しい態度で学業・研究に専念すること。なお、受給者として相応しくない行為があった場合には、支給を取りやめる場合がある。
- 2) 高等大学院機構大学院改革推進センターが実施する高等大学院研修プログラムを修得すること。
- 3) 毎月、所属確認報告書を提出するほか、年度終了時に学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、高等大学院機構大学院改革推進センター長に報告すること。
- 4) 研究奨励費は税法上『雑所得』として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性が高いため、扶養者あるいは扶養者の職場等に確認し、必要な手続きを行うこと。
- 5) 原則、配分された研究費は当該年度の3月末までに執行（物品の納品、出張等の完了等）すること。支払手続きの期限等については、所属研究科の会計担当の指示に従うこと。
- 6) 研究費の適切な使用のため、別途配付する「経費執行ハンドブック」を熟読するほか、本学の研究費不正使用防止コンプライアンス教育、研究倫理教育、研究倫理教育eラーニング等を受講し、適正な予算管理、執行を行うこと。
- 7) 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう、知的財産権の取扱いや秘密保持等に関しては、指導教員に確認すること。
- 8) 本学のキャリア開発・支援コンテンツの改善、学位プログラム群の改善、研究科における学位審査システムを含む学修・研究指導体制の改善のため、高等大学院機構大学院改革推進センター等が実施するフォローアップに協力すること。
- 9) 本プログラムに採用された場合には、日本学術振興会の特別研究員へ申請することが強く望まれる。